

# 世代社会関係の概念を構築する —母の位置はどこにあるのか— (その3)

棚 沢 直 子

はじめに

- I. 世代関係の諸特性
- II. 世代間の力関係における母の位置
- III. 世代社会関係から見た市民権

おわりに

## III. 世代社会関係から見た市民権

依存者—母間の力関係とそこから見えてくる母の位置との分析を出発点にすれば、市民権そのものを再考できるのではないか。そのための要点をいくつか挙げてみる。

### 1. 妊娠状態にある女の身体から新しい個人を概念化する必要性。

それは同時にひとつの身体の中に誕生しつつあるもうひとつの身体を考察することでもある。これらふたつの身体の関係こそが、人間社会における依存関係ならびに権力関係の起源であると私は思う。この関係は、身体構造からきたものだが、幼児の主体形成に大きく関わっている。西欧の精神科学で言うところの《万能の母のファンタズム》神話(1)の起源でもある。

### 2. 《世話労働》を概念化する必要性。

世話労働は、これまでの家事労働研究が焦点を当ててきた(再)生産の問題や経済搾取の問題には必ずしも関わらない。世話労働の必要性は、依存者たちが生きることに直接的に関わっており、人間関係の依存性からきている。世話する側は、日常生活の時間をあまり消費しないように、さまざまな施設を利用すべきだが、この労働の精神的・知的な部分は、プロに任せてばかりはられない。依存者が子どもの場合、すべての責任は両親にある。その責任を負いながら、長い期間、絶えず依存者たちを看視しなければならない。この看視は、依存者たちの欲求を理解するために、一定の距離を保ちながらも、時には彼らに同一化して判断することまでも要請してくる。このことは、

たとえ文化遺産を伝える喜びがなくても、しなければならない。こうした他者に対する責任の実践は、多くの場合、権力行使を伴うものである。

### 3. 世代関係における依存のせいで行使される権力を概念化する必要性。

この権力は現世代と未来世代の間にそのままのかたちで見えてくる。未来世代は現世代に対して何の権力もない。私の念頭にあるのは、たとえば、未来世代に地球規模でのしかかってくる環境保護のことである。この問題の未来はすべて現世代の責任である。世代関係においては、権力の発生の可能性を考慮しなければならない。他者に対し責任を負うとき、どうしたら権力行使を制限できるのか。どこに権力行使と権力濫用の境界があるのか。そのちがいを判断する基準は何か。

以上の問題は依存者の世話をするひとに当然のごとく関わる。《万能の母のファンタスム》は簡単には解消できないだろう。なぜなら、父が子どもに対する責任を母と共有しても、母もまた責任をもつのだし、この責任が権力行使を引き込む可能性があるからである。こうした権力行使の可能性を世話する側がもつ権利と責任の間で再考することは、世代関係から出発する市民権の再構築にかけられた最大の賭金だろう。

### 4. 世代関係の分析による新しい平等を概念化する必要性。

現代の先進諸国においては寿命が長い。日本ではこの100年に30歳以上寿命が延びた。このことは世代関係の中での不平等に照明を当ててくれる。寿命が現在の日本のように男女ともに平均して80歳以上ならば、世代間で身体的にも精神的にもまた経済的にも依存しないで平等でいられる関係の期間は、時には人生の半分程度でしかないのではないか。権利としてでなく事実として、この依存のせいで平等でないなら、平等にするためのどんな展望があるのか。

シモーヌ・ド・ボーヴォワールは女を《第二の性》と名づけた。たしかに女たちは《第二ゾーン》の個人として分類されてきた。しかし、周知のように、この分類は歴史的な産物である。したがって、女性研究において、歴史的な結果の表裏一体物としてふたつの平等理論がある。不平等の告発理論と男の特性と対等な女の特性の権利要求理論である。しかし、第二ゾーンにいる個人が消すことのできない依存性を抱えているならば、不平等の告発理論でも依存者の特性の権利要求理論でも不十分だろう。

消すことのできない依存性という事実を出発点にして、世代関係に即した平等（化）理論が必要である。

### 5. 公私分離を再考する必要性。

これまでの考察で、私領域には市民性を構成する多くの要素があることを論証してきた。なぜ今

までこれらの要素を見出すことができなかつたのか。私が思うに、社会諸科学・人文諸科学の分割が、公私を横断する市民性の構築のために障害になつたのではないか。たとえば、家族社会学と並んで、(あるいは家族社会学の代わりに、) フランスで「性社会関係社会学」が誕生したように、「世代社会関係社会学」という新しい学問分野を創設してもよいではないか。

いずれにせよ、私領域での日々の実践から市民性を再考し再構築することが今後に残されている。それは、依存者たちとともに生きる権利を獲得するためである。

これまで述べてきたことは、同時に世代という垂直関係の分析にふさわしい新しいアプローチや新しい論理を創造するための起点になるだろう。

## おわりに

世代社会関係を概念化し、その関係における母の位置を分析する試みから導き出される結論を、ふたつにまとめる。

1. 女性研究は、少なくともジェンダー関係と世代関係というふたつの軸から、されるべきである。《ジェンダー研究》だけでは、片肺飛行みたいなものである。
2. ジェンダー関係と世代関係の要は、父の位置と区別した母の位置である。父とちがって母は、相反する二重の位置つまりジェンダー関係の中の今なお支配される位置と世代関係の中の支配できる位置一を占めるからである。こうした母の分析は、西欧のジェンダー研究では、これまで全くされてこなかつた。西欧のエピステモロジーでは、自由・平等などの水平関係に中心があるからである。

最後に、本稿の思考枠組みを明確にするためだけに限定して、ごく最近の研究を使用しながら日本ジェンダー史の簡単な概観を試みる。本稿がなぜ書かれたかを理解するのに役立つだろう。

日本史の流れのリズムは、フランス史に比較して、ゆっくりしている。フランスでは歴史が進歩することに価値を見出したのに対して、日本では、6世紀から12世紀の古代の文化や知が、現在の日本人の精神構造にいまだに影響を与えている。こうしたリズムは垂直で螺旋的な時間性の日本的表現と言える。

8世紀末以前の古代日本では、母系・母所システムが父系システムと複雑に絡んで存在していた。13世紀から16世紀の中世になつても、すでに父権(父系+父所)システムが到来していたにもかかわらず、かつての母系・母所システムが日本の至るところに長く残存した。20世紀でも奥地の村々にかつての母所システムの実践が残っている。母系・母所システムにおいては、世代関係を母が管理

する。この時代は、カップルを成立させるに至るジェンダー関係よりは、世代関係が優先していたとすることができる。

こうした母系・母所システムのおかげで、女たちは、長いこと、中央レベルでも地方レベルでも、政治権力を男たちとともに行使した。この事実は西欧の社会科学・人文科学とくにジェンダー研究では言及されたことがない。このような男女の共同執政は、17世紀から19世紀にかけて父権システムが日本各地に普及するにつれて、消滅していく。女たちは、政治空間から排除され、政治権力の行使は公的にできなくなり、再生産の道具にされていく。しかし、中央権力から普及し始めた再生産のための女の道具化の思想にもかかわらず、実際には、支配諸階級の政治権力行使の《舞台裏》で、あるいは庶民階層の家族において、母たち（母の位置に立つ女たち）は、相変わらず《隠然たる権力》を行使した。

1868年からの日本はやがて立憲君主制を採用して近代化の道を歩むことになる。しかし、日本の女たちにとって、西欧的近代化は、近世に促進された女の公的な権力行使の剥奪に拍車をかけただけでなく、現実にもっていた母たちの《隠然たる権力》までも剥奪してしまった。

こうした近代化は20世紀前半期に入ると軍国主義と手を携えるようになり、アジアにおける植民地主義的な西欧の侵略に対抗し、日本もまた同様の侵略をしていく。総力戦の勝利のために、日本政府は、国家総動員法を発令し、『国体の本義』（1937年発行）などの公定本を官庁や教育機関などに配布し、《一大家族国家》の長たる天皇の父母としてアマテラスを前面に押し出すようになる。アマテラスは、8世紀ごろから八百万の神々の最高位に位置した太陽神かつ皇祖神だったが、近代になり唯一神としてつくり変えられ、天皇が国民の大御親（つまり父母）であるように、アマテラスが天皇の大御親となり大日本帝国の権力表象に仕立て上げられた。こうして女たちもまた、アマテラスの中にある（父）母のイメージに促されて、総力戦に巻き込まれていった。軍国政府が、母たちのもっていた《隠然たる勢力》を単なる国家権力表象につくり代えて利用したのである。

現在の日本には、フェミニズムのふたつの流れがある。英語圏から輸入された西欧理論を日本に応用する流れ、これは西欧中心の普遍主義に飲み込まれている。西欧の家事労働論を再定義した《再生産労働論》もこの流れに属する。もうひとつの流れは、日本で誕生したウーマン・リブから発して、日本ジェンダー史を考慮しながら展望をつくろうとしている。私は後者の流れに親近性を覚える。

日仏共同研究の枠組みの中で、私たちが次に目指すのは、階層関係とジェンダー関係のからみ合いを世代間の継承と革新の間で捉えなおすことである。

注：

1. Alain BIHR et Roland PFEFFERKORN : 《Hommes-Femmes, l'introuvable égalité, la place contradictoire des femmes dans la société française》 in *Recherches et prévision*, no.61, septembre 2000, p.27. この論考の中で《万能の母のファンタズム》なる表現が再考されているが、もともとは、Françoise HURSTEL: 《Paradoxes et fragilités de la paternité : les pères dans l'union libre》 in *Revue des sciences sociales de la France de l'Est*, Strasbourg, 1996だそうである。しかし、この表現は、私を知る限り、それ以前にジュリア・クリステヴァが使用している。Cf. Julia KRISTEVA, *op.cit.*, p.322 : “Si l'archétype de la croyance dans une substance bonne et saine propre aux utopies est la croyance dans la toute-puissance d'une mère archaïque, pleine, totale, englobante, sans frustration, sans séparation, sans coupure productrice de symbolisme (sans castration), on comprend qu'il est impossible de désamorcer les violences mobilisées sans mettre en cause précisément ce mythe de la mère archaïque.》この論考の初出は1978年である。
2. フランスの読者は、本稿の中で、権力、権利、権威などの重要な概念について混乱が見られると思っているのではないか。それを予想して、以下の説明をしておく。現実というものは、まだ思考されていないときには、無秩序で混沌としている。その現実を言語によって切り取る場合、その切り取りは恣意的であり、フランス語や日本語など、それぞれの言語システムに忠実であることは理解いただけると思う。そのせいで、フランス語と日本語それぞれに対応する諸概念の意味範囲には、かなりのずれが生まれてくる。日本語で、pouvoir は「権力」、droit は「権利」、autorité は「権威」と訳す。これらの概念には共通項として「権」という漢字が使用されている。この漢字の中に「支配する力」「法によって付与された力」などの意味がすでにこめられている。よって、だいたいのところ、「権力」は force légitime-capacité、「権利」は force légitime-intérêt、「権威」は force légitime-dignité の意味になる。フランス語でも日本語でも、何らかの概念によって自分の考えを述べようとするとき、知らないうちに、この概念にある他の含意を自分の考えの中に引きずりこんでしまうのは避けられない。重要なのは、それぞれの言語システムの中にある対応する諸概念のずれを考察することにより、ひとつの文化の中で「思考されていないもの」「隠されているもの」を見つけることではないか。異文化のひとたちにとって、混乱していると思われる論考の中に、概念や文化の革新の萌芽が発見できるはずである。
3. 柵沢直子・中嶋公子編『フランスから見る日本ジェンダー史』新曜社 2007年の中の諸論文をとくに参照のこと。
4. 文部省思想局発行『国体の本義』1937年ならびに文部省教学局発行『臣民の道』1941年をとくに参照のこと。これらの公定本の詳細な分析は柵沢直子『『国体の本義』読解—西洋の世界性・日本の特殊性—』柵沢・中嶋編『フランスから見る日本ジェンダー史』pp. 36-64にある。

参考文献：

ATTIAS-DONFUT, Claudine (sld), *Les solidarités entre générations, Vieillesse, familles, Etat*, Paris, Nathan, 1995.

COLLIN, Françoise, “Les trans-parents” in *Empan*, no.50, Erès, juin 2003, p.4-23.

COLLIN, Françoise, “Mettre au Monde” in KNIBIEHLER, Yvonne (sld), *Maternité, affaire privée, affaire publique*, préface de Françoise Héritier, Paris, Bayard, 2001, pp.171-187.

TANASAWA, Naoko, “Les rapports sociaux de génération : une nouvelle conception?” in DELPHY, Christine et CHAPERON, Sylvie (sld), *Le Cinquantenaire du Deuxième Sexe*, Nouvelles Questions féministes, Syllepse, Paris, 2002, pp.254-258.

THERY, Irène, “Mixité et maternité” in *Maternité*, KNIBIEHLER, Yvonne (sld), *op. cit.*, pp.251-270.

フランソワーズ・コランに特別の友情をこめて感謝をささげる。彼女のさまざまな論考から、何度も示唆を受けた。また日仏女性研究学会の会員たちとその研究誌『女性空間』に携わる方々にも感謝する。20年以上にわたるこの学会(別名日仏女性資料センター)の存在は、私に絶えず勇気を与えてくれる。

日本女性史についてのいくつかの参考文献：

女性史総合研究会編『日本女性史』全5巻 東京大学出版会 1982年

女性史総合研究会編『日本女性生活史』全5巻 東京大学出版会 1990年

脇田晴子編『母性を問う』全2巻 人文書院 1985年

脇田晴子・S・B・ハンレー編『ジェンダーの日本史』全2巻 東京大学出版会 1994年

女性史総合研究会 年報『女性史学』1991年～

『高群逸枝全集』全10巻 理論社 1968年 - 1976年

(この論考は、TANASAWA, Naoko, “Conceptualiser les rapports sociaux de génération : quelle place pour la mère? “, *Les rapports intergénérationnels en France et au Japon, Etude comparative internationale*, Ouvrage coordonné par Alain Bihr et Naoko Tanasawa, Paris, L’Harmattan, 2004, pp.37-58 のIII. La citoyenneté sous l’angle des rapports sociaux de génération, Conclusion ならびに参考文献の全訳である。)